

新規の疾病追加(令和3年度実施分)に関する検討の進め方

○ 対象疾病について

- ①平成30年度及び令和元年度、令和2年度難治性疾患政策研究事業において、指定難病の検討に資する情報が整理されたと研究班が判断し、研究班から情報提供のあった疾病
- ②小児慢性特定疾病のうち、指定難病の検討に資する情報が整理されたと日本小児科学会が判断し、同学会から要望のあったものについて、研究班や関係学会から情報提供のあった疾病

○ その他

今回の検討の対象とならなかった疾病については、今後難治性疾患政策研究事業等において必要に応じて当該疾病についての研究を支援し、指定難病として検討を行うための要件に関する情報が得られた段階で、当委員会において審議することとする。

既存の指定難病の診断基準等の改定に関する検討の進め方

○ 対象疾病について

令和2年度に難治性疾患政策研究事業を実施している研究班が、最新の医学的知見を踏まえ、指定難病の診断基準等の改定に関する検討に資する情報が整理されたと判断し、難病対策課に対して情報提供を行った疾病。

○ その他

引き続き、難治性疾患政策研究事業等において最新の医学的知見の収集等を行い、指定難病の診断基準等の改定に関する検討を行うための情報が得られた場合には、当委員会において審議することとする。

今後のスケジュール(案)

第33回指定難病検討
委員会
(令和2年10月20日)

- ・指定難病の追加及び指定難病の診断基準等の改定に関する検討における今後の課題等について議論



(新規追加疾病及び指定難病の診断基準等の改定について研究班から情報収集(約1ヶ月間))



令和3年度

- ・指定難病の対象疾病追加に関する審議(3回程度を予定)



- ・パブリックコメント、疾病対策部会への報告
- ・告示^(※1)・通知^(※2)改正

- ・指定難病の診断基準等の改定に関する審議(3回程度を予定)

- ・疾病対策部会への報告
- ・通知^(※2)改正

(※1) 難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度(平成26年厚生労働省告示第393号)

(※2) 指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について(平成26年11月12日付け健発1112第1号厚生労働省健康局長通知)